

令和2年5月8日

各位

君津信用組合

新型コロナウイルス感染症にかかる 「実質無利子・無担保融資」の取扱について

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

君津信用組合では、今般の新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業さまをご支援するため、下記融資制度の取扱いを行っておりますのでお知らせいたします。お近くの当組合営業店窓口、営業担当へお気軽にご相談下さい。

	千葉県新型コロナウイルス感染症対応特別資金		
	セーフティネット保証 4号	危機関連保証	セーフティネット保証 5号
対象となるお客様	市町村長の認定を受けた中小企業者さま ※認定書に記載の売上減少率20%以上	市町村長の認定を受けた中小企業者さま ※認定書に記載の売上減少率15%以上	市町村長の認定を受けた中小企業者さま ※認定書に記載の売上減少率5%以上
資金使途	運転資金及び設備資金（借換資金を含む）		
融資限度額	8,000万円以内		
利子補給対象融資額	3,000万円以内（令和3年1月31日実行分まで）		
融資期間	10年以内（据置5年以内）		
利子補給期間	当初3年間		
融資利率	1.0%～1.7%（保証・融資期間により異なります）		
保証料率	0.85%（国による信用保証料補助が行われます） ※利子補給対象を超える部分の保証料率は、協会の定めによります。		
補助概要	個人事業主（小規模）：売上▲5%以上で金利ゼロ+保証料ゼロ 小・中規模事業者：売上▲5%以上▲15%未満で保証料2分の1 小・中規模事業者：売上▲15%以上で金利ゼロ+保証料ゼロ		

*当組合及び千葉県信用保証協会の審査の結果、ご希望に沿いかねる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。